

仕 様 書

1. 件名

公用車賃貸借契約（長期継続契約）ミニバン 1 台

2. 方式

メンテナンスリース方式

3. 数量

1 台

4. 契約期間

- (1) 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（予定）
- (2) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、受注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、受注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (3) 発注者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、受注者に損害を請求することができるものとする。

5. 納入期限

- (1) 令和7年8月1日
- (2) 納入期限までに契約車両の納入が間にあわない場合は、受注者の責任において代替車両（以下「台車」という）を提供すること。台車は当該車両と同等の機能・仕様を有するものとし、業務に支障が無いように適切に対応すること。なお、台車の提供に関わる費用はリース料に含まれるものとし、別途請求は行わないものとする。
- (3) 契約車両の納入日が当初の予定より早まった場合であっても、また、遅れた場合であっても、リース契約の開始日は契約車両の納入日の属する月の翌月1日とし、そこから起算して5年間とする。リース料の発生もこのリース開始日を基準とし、それ以前の期間については台車対応を行うこととする。

6. 納入場所

仙北市役所 田沢湖庁舎 車庫（仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30地内）

7. 仕様

「別紙1」のとおり

8.自動車保険

任意自動車共済保険については、発注者側で全国自治協会自動車損害共済保険に加入するため賃借料には含めないものとする。

9.点検及び整備

- (1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係わる経費は、受注者の負担とする。ただし、燃料代及びパンク修理等は、発注者の負担とする。
- (2) 自然消耗、故障等の修理は、発注者の指示に従い常に良好な状態に保つこと。
- (3) 点検整備にあたり修理及び補修等が必要な場合は発注者へ報告し指示を受けること。
- (4) 点検整備にあたり物品等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復すること。
- (5) タイヤの保管については、発注者が行うこと。

10.支払条件

毎月のリース料及び消費税並びに地方消費税を原則として請求書受理後30日以内に指定の口座へ振込にて支払います。

11.連絡及び指示事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議すること。
- (2) 契約期間内の車検整備は受注者の負担とし、必要に応じて代車等を用意すること。

別紙 1

1 車種	・ミニバン 7人乗り 4WD
2 購入台数	・1台 ※新車に限る
3 規格	(1) 総排気量 2,000 cc以下 (2) 駆動方式 4WD (3) ミッション方式 ATまたはCVT (4) 全長 4,695mm 以上 (5) 全高 1,925mm 以上 (6) 全幅 1,730mm 以上 (7) 塗装 ホワイト系 《適合品》 ・トヨタ ノア S-G ガソリン車 7人乗り ※規格を示す物品の例として「適合品」を示しておりますが、当該製品を示すものではありません。 ※適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品の条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書とともに同等・規格確認書（現本）を提出すること。
4 年式指定	・令和7年式以降
5 月間走行距離	・1,000Km／月 ※走行距離超過の場合であっても、リース料の精算は一切行わない。
5 諸費用等	・登録納車費用・環境性能割・自動車税（全期間）・自動車重量税（全期間）・自賠責保険料（全期間）
6 メンテナンス等	・車検整備（1回）・スケジュール点検（5回）・法定点検（3回）・オイル交換（6ヶ月毎）・エレメント交換（12ヶ月毎）・ワイパーゴム交換（12ヶ月毎）・バッテリー交換（1個）・夏冬タイヤ交換・冷却水交換（車検時）・ブレーキオイル交換（車検時）
5 付属品等	①ドライブレコーダー ②サイドバイザー ③ワイパー ④フロアマット ⑤スタッドレスタイヤ4本（ホイール、ナット付）⑥下廻り防錆塗装
6 特別指示	・スタッドレスタイヤは2025年以降に製造された国産メーカー（ブリジストン・ヨコハマ・ダンロップ）製品であること。 ・ドライブレコーダーの画素数は200万画素数以上であり、後方確認についてはドライブレコーダーの設置を問わない。 ・残価の精算をしないものとする。